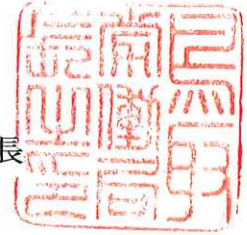




鳥 労 発 基 0929 第 1 号
令 和 5 年 9 月 29 日

関 係 機 関 各 位

鳥 取 労 働 局 長



鳥取県最低賃金（改正）の周知について（御協力をお願い）

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、鳥取県最低賃金は、令和5年10月5日から時間額900円となります。

鳥取県最低賃金は、正社員、パートタイマー、アルバイト等の雇用形態にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されることから、労働条件の確保・改善に大きな役割を果たしています。そのため、当局におきましては、県内全域の事業者及び労働者に対して、改正内容について周知を行っているところであります。

つきましては、リーフレットの配布、ポスターの掲示や、貴団体発行の広報誌（紙）・ホームページへの記事の掲載等、改正された最低賃金の周知につきまして、特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

併せて、中小企業・小規模事業者への支援策である「業務改善助成金」等助成金及び「働き方改革サポートオフィス鳥取」並びに「働き方改革チェックリスト」に関する周知につきましても、御配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、広報誌（紙）、ホームページ等に鳥取県最低賃金改正の記事を掲載していただく際には、別添の広報文例を参考にいただき、掲載いただいた折には、御手数ですが、記事の掲載部分を当局賃金室まで郵送又はメールにより御送付賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

【最低賃金特設サイト <https://www.saiteichingin.info/>】

記

| | | |
|-----|-----------------|------|
| 送付数 | 最低賃金ポスター | 1 部 |
| | 最低賃金リーフレット | 15 部 |
| | 業務改善助成金等リーフレット等 | 1 部 |

鳥取労働局 労働基準部 賃金室
〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9
TEL (0857) 29-1705
メール chinginshitsu-tottorikyoku@mhlw.go.jp